

【ペット同伴誓約書】

私は、ペットを同伴して入園するにあたり、下記ルールを遵守することを誓約いたします。
よくお読みになりマナーを守り、公園利用をお願いいたします。守って頂けない場合は、ご利用をお断りする場合もございます。

《公園内でのペット同伴ルール》

- ① ペットに関する事故やトラブルは、飼い主の自己責任としてすべて解決します。
- ② 1年以内に狂犬病の予防接種を受け、三種以上の混合ワクチンの予防接種を受けています。
(狂犬病の予防接種は、狂犬病予防法により義務付けられています。)
- ③ ペットのフンなどの排泄物は、全て処理し持ち帰ります。
- ④ ドッグラン以外では、絶対にノーリードにしません。他の人に迷惑とならないようリードは1.5m以内を守ります。
- ⑤ 水遊び場・西口ひろば・溪流広場(下流部)、レストランや売店等の建物内・自然保護区域(栗谷沼周辺)など立入禁止エリアにはペットを入れません。
- ⑥ 園内の動植物などを傷つけたりするような行為はいたしません。
- ⑦ ペットを連れてのサイクリングや遊具施設の利用はできません。
- ⑧ 水は水道から直接与えないでください。(お皿等で与えます)
- ⑨ テーブルやイスの上にペットを乗せません。
- ⑩ ペットが嫌いなお客様もいます。お互いに気持ちよく利用できるようルール、マナーの向上に協力します。

《さらにドッグランを利用される場合のルール》

- ① 他人や犬に攻撃性のあるワンちゃんを入れません。(咬み癖のあるワンちゃん)
- ② 発情期のワンちゃんは利用できません。
- ③ エリア内には、食べ物、おもちゃ類の持込はできません。
- ④ 脱走防止のため、二重扉や扉は必ず最後まで閉めます。
- ⑤ エリア分けのルールを守り、ワンちゃんの体の大きさとは異なる基準のエリアには入れません。
- ⑥ ワンちゃん、小学生以下のお子様から目を離しません。
- ⑦ エリア内でのノーリードは、お一人さま1頭までとします。
- ⑧ 中学生以下のご利用は保護者が同伴します。
- ⑨ ドッグラン入口にある注意看板をよくお読みください。
- ⑩ 巡視員が迷惑行為や危険と判断した場合は、入場を制限させていただきます。
- ⑪ エリア内での事故やトラブルは飼い主様の自己責任としてすべて解決します。
- ⑫ エリア内の遊具はワンちゃん専用です。お子様が遊ばないように注意します。
- ⑬ ドッグランのルールマナーの向上に協力します。
- ⑭ ワンちゃん以外のペットは入れません。

【埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第25条】

危険な動物又は犬の飼い主は、その飼養する危険な動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、直ちに知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

本誓約書に同意し公園利用をいたします。

ご記入日 _____年____月____日

氏 名 _____

連絡先(TEL) _____

犬 種 _____頭数 _____頭 同伴者 _____名

ドッグラン利用 _____ する ・ しない

個人情報の取扱

利用目的	お客様から頂いた個人情報は、森林公園管理センターの個人情報保護方針に則り適切に管理します。
問合せ先	森林公園管理センター個人情報取扱責任者 総務担当 TEL0493-57-2111 までお願い致します。

※ワンちゃん以外のペットを同伴する場合も原則本誓約書の内容となります。犬種欄にペットの種類をご記入ください。